

学校いじめ防止基本方針

盛岡市立向中野小学校

令和5年3月改正

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、人として生きることの権利を侵害する行為であり、いかなる理由があっても許される行為ではないことを全教職員が認識し、未然防止、早期発見、組織的な対応を行っていく。

学校におけるいじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、ゲーム機やパソコン、スマートフォンなどのインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させており、校内外を問わずに対策を講ずべきものであり、家庭や関係機関等と連携を図りながら解決にあたる必要がある。

また、学校におけるいじめ問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域及び関係機関等の協力を得ながら進める。また、校外における問題についてもアンテナを高くし、情報収集に努めるとともに、問題発見時には、家庭、地域及び関係機関等と連携を図りながら、早期解決を図るように努める。

2 いじめ問題に対する学校の取組の方向性

学校教育目標

『「夢」「努力」「優しさ」で笑顔あふれる未来をつくる子』

- | | |
|-------------------------------|------------|
| ○夢（志）や目標をもち、ねばり強く努力をかさねる | 努力する子 |
| ○優しい心でひとのやくに立ったり喜びや感動を与えたりする子 | 優しい子 |
| ○責任をもち、みんなで協力し合う子 | 協力する子 |
| ・考える子（知育） | ・やさしい子（徳育） |
| ・たくましい子（体育） | |

本校では、「知・徳・体」の調和のとれた児童の育成を目ざして、教育活動を展開していく。また、本校は校訓に「宝積」（人に尽くして見返りを求めない）を掲げ、『宝積の心』をもった人づくりを目ざしている。

学校教育目標の実現、『宝積の心』をもった人づくりは、まさに一人一人がよさを認め合い、互いを尊重しながら、学び続ける子どもの姿であり、「いじめをしない」「いじめを許さない」学校や社会の実現につながっていくものである。さらに、学校と地域と家庭が一体となって取り組む、児童が安全で安心して暮らせる学校、児童の笑顔があふれる学校の実現を目ざす『スマイル・プロジェクト』も組織されており、「いじめ根絶」への取り組みについても連携を強化しながら進めていく。

3 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む）であって、当該行為の対象となった児童等が苦痛を感じているものをいう。

4 いじめ防止等のための校内組織

いじめを「つくらない」「みのがさない」「のこさない」ために、本校に「いじめ防止等対策委員会」（以下「対策委員会」と表記）を設置する。

(1) 「対策委員会」の構成

委員長	校 長	委 員	教務主任，学年主任，教育相談担当， 養護教諭，特別支援コーディネーター， スクールカウンセラーなど
副委員長	副校長		
事務局長	主幹教諭		
事務局	生徒指導主事（記録）		

※対応策を協議する等，必要に応じて担任や関係機関のメンバーを加える。

(2) 組織の位置づけ及び所掌内容

「対策委員会」は、「いじめの未然防止」，「いじめの早期発見・早期対応等」を実効的かつ組織的に行うための組織であるとともに，重大事態が発生した場合には，その調査も行う組織として位置づける。

- 1 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施
- 2 年間計画の作成
- 3 いじめの相談・通報の窓口
- 4 いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録
- 5 情報の共有化
- 6 いじめが疑われる情報を把握した際の迅速な対応及び保護者等との連携
・迅速な情報共有 ・事実関係の聴取 ・指導，支援体制及び対応方針の決定 等
- 7 重大事態発生時の調査の実施及び保護者，関係機関等との連携
- 8 その他

5 重大事態への対処

いじめにより，次のような疑いがあった場合は，個々のケースについて，その内容を十分に把握した上で重大事態かどうかを判断し，教育委員会に報告し，指示を受ける。

＜重大事態として判断するもの＞

(1) 児童が自殺を企図した場合

○軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

(2) 身体に重大な傷害を負った場合

- リストカットなどの自傷行為があった。 ○暴行を受け、骨折した。
- 投げ飛ばされ脳震盪となった。 ○殴られて歯が折れた。
- カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバックを盾にしたため刺されなかった。
- 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
- わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上に拡散された。

(3) 金品等に重大な被害を被った場合

- 複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した。
- スマートフォンを水に浸けられ壊された。

(4) 精神性の疾患を発症した場合

○心的外傷後ストレス障害と診断された。

(5) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた場合

○欠席が続く（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができな
いと判断し、転学（退学等も含む）した。

6 具体的な取組内容

(1) 年間計画の作成

月	児童が主体となった活動	道徳・特活	研修	早期発見		保護者・地域	PD CA
				アンケート 教育相談	対策委員会		
4	年間 あいさつ運動（児童会） 宝積デー（宝積委員会、学年） 心の日の取組（宝積委員会） 仲間づくり（学級・学年の活動） 縦割り活動 （1年―6年 2年―4年 3年―5年）	特別活動 ・話し合い活動の 充実（通年） ・基本方針、相談 窓口の説明 道徳 ・善悪の判断 ・正直、誠実 ・個性の伸長 ・思いやり ・公正・公平 ・集団生活の充実 ・生命の尊さ など	学校いじめ 防止基本方 針の確認	相談窓口の 周知	緊急事案に 対しては 随時	学級懇談会 PTA総会や通信 等での公表 身に付けたい生活 の基本 連休前指導	確認 提案
5	児童総会 いじめ0宣言 （運営部） JRC 加盟登録式 （宝積委員会）			相談BOX設置	定期いじめ 防止等対策 委員会	家庭訪問 SC（月1回）	
6	（生指重点）友達との関わり			スマイル アンケート 教育相談月間	定期いじめ 防止等対策 委員会	スマイル プロジェクト	
7						期末面談	
8			校内研修ツ ールを使用 して				
9				心とからだの 健康観察		学級懇談会	
10	（生指重点）友達との関わり			相談BOX設置	定期いじめ 防止等対策 委員会		
11	いじめ0宣言 振り返り			スマイル アンケート 教育相談月間	定期いじめ 防止等対策 委員会	いじめに関する 保護者アンケート	取組 評価
12						期末面談	
1	ありがとう放送（放送委員会）						
2	宝積（JRC）活動交流会 （学団）			相談BOX設置	定期いじめ 防止等対策 委員会	スマイル プロジェクト 学級懇談会	見直 し
3							

(2) 未然防止の取組

- ①わかる授業づくり，すべての子供が参加・活躍できる授業の工夫
- ②友人関係，集団づくり，社会性の育成や自己有用感の獲得につながる社会体験，交流活動の充実
- ③礼儀正しく規律ある生活態度の育成（スマイルルール10の習慣化）

【未然防止のための具体的な取組】

《学校》

- ・豊かな心の育成を目指した全校的な取組の計画と実施
（全校朝会，全校宝積デー，毎月の「心の日」）
- ・児童会活動による主体的な取組（運営部による「いじめ0宣言」とその評価）
- ・校内研修，相互の授業参観等を通じた教職員の資質能力向上のための取組
- ・発達段階に応じた系統的な「人間関係プログラム」授業の計画と実施

《各学年》

- ・学年経営を通して目指す子供像の設定
- ・日常的な授業実践とその交流
- ・受容的な雰囲気をもった学級づくりの実践とその交流
- ・学年宝積活動，交流活動の計画と実施

(3) 早期発見の取組

- ①些細な変化（サイン）を見逃ごさない，見逃さない校内体制づくり
- ②実効性のある情報収集・共有方法の構築
- ③情報に基づいた迅速・適切な組織的対応

【具体的な取組】

《学校》

- ・定期的なスマイルアンケートの実施と調査結果の分析，共有
- ・個別面談の実施

《各学年》

- ・スマイルアンケートの結果に基づいた目標の設定と取組
- ・日常的な子供への関わりを通じた信頼関係の確立

(4) いじめに対する措置

- ①正確な情報の確認
- ②組織による諸情報の整理と方向性の確認
- ③誠意ある対応・適切な事後措置

【具体的な取組】

《学校》

- ・複数体制による詳細の聞き取りや事実確認
- ・対策委員会における情報の整理と事後指導・対応の方向性の確認
- ・全校体制による問題の解消（保護者対応）

《各学年》

- ・学年体制による被害児童のケアと加害児童・学年（学級）全体への指導

(5) 再発防止の取組

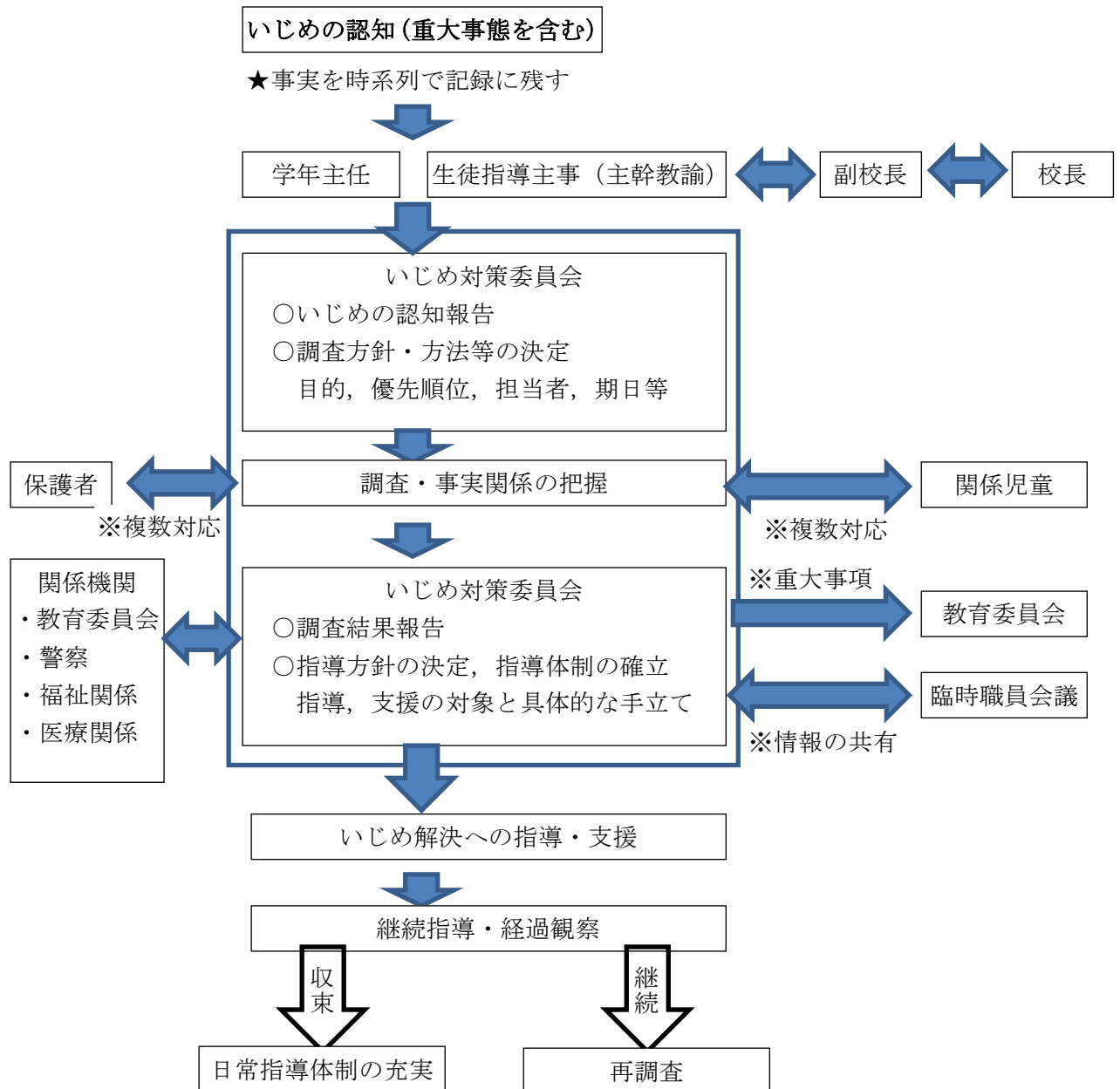
①組織的な見守りの継続

②いじめ事案の検証と必要な対策の検討

【具体的な取組】

- 《学校》
- ・当該集団が好ましい集団生活を取り戻すまでをめどにした見守りの継続
 - ・いじめ事案の検証，心理や福祉の専門家及び関係機関等への相談を通じた，同様事案の再発防止のための対策の検討と実施

7. いじめ発生時の組織的対応



8. 留意点

- (1) 教師の不適切な認識や言動，差別的な態度や言動が，子供を傷つけたり，他の子供によるいじめを助長したりする例も見られるので注意が必要である。
- (2) どの子供も，いじめの加害者にも被害者にもなりうることについて家庭や地域の理解を得て，子供の様子的変化を注意して見守り，相談等があった場合は速やかに学校に連絡する等，協力して解決に向けて取り組もうとする体制作りに努める必要がある。

【参考資料】

いじめのサイン（「岩手小学校いじめ防止基本方針 平成26年4月1日策定」より）

○いじめられている児童のサイン

場面	サイン
登校時 朝の会	遅刻・欠席が増える。その理由を言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室、トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机の周りが錯乱している。 決められた座席と異なる席についている。 教科書やノートに汚れがある。 突然、個人名が出される。
休み時間等	給食や配膳の際にいたづらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れていたりしている。 一人で清掃している。
放課後	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、壊れていたりする。

○いじめている児童のサイン

※いじめている児童がいることに気がいたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の児童がいる。

○教室でのサイン

サイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の児童の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。 壁等にいたづら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。